

ごみ集積場所の設置について

設置基準

- ・豊明市内の住宅：4戸以上で1カ所設置可
- ・共同住宅の場合：4戸以上の建物であれば専用集積場所設置可
- ・宅地開発の場合：3,000㎡以上の宅地開発事業

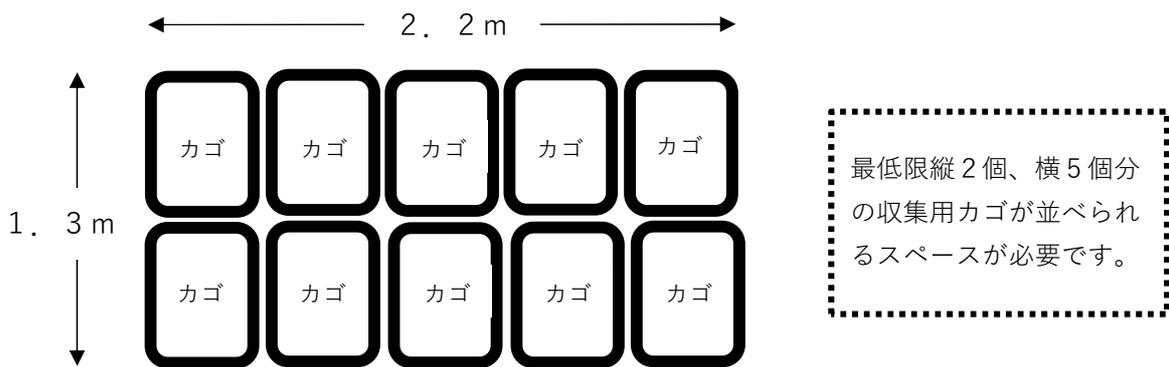
ごみ集積場所の面積

	燃えるごみ及び燃えないごみの集積場所	資源の集積場所
19戸以下	1戸当たりにつき、0.3㎡以上 (ただし6戸以下は最低2㎡)	
20戸以上	1戸当たりにつき0.3㎡以上	最低1.3×2.2㎡ のスペースを確保

注) 間口及び奥行きは必ず1㎡以上確保すること

※宅地開発等の場合は、必ずしも固定のごみ集積場所が必要でないケースもあるため(玄関先の道路上での収集も可)、環境課と協議すること

※資源の集積場所は、最低限下図のような空きスペースを確保すること



資源用カゴの配置図

※カゴの大きさ：632×439

構 造

- ・ 10戸以上の場合は、フェンスやブロック塀等で囲いを設けて、不法投棄されないような対策を講じること（看板やカラス除けネットの設置など）
- ・ ごみ集積場所は勾配を付け、水はけをよくすること
- ・ ごみ集積場所の前に側溝がある場合は、蓋等を設置すること

その他

- ・ ごみ集積場所であることがわかるよう表示をすること
- ・ ごみ集積場所は、幅員4 m以上の公道に面していること（公道に面することができない場合は、公道へ通り抜けできる道路沿いに設けることもできる。この場合、必ず収集車が乗り入れできる道路であること）
- ・ 交差点、交差点の隅切り、横断歩道から5 m以内でないこと
- ・ ごみ集積場所の前に障害物がある場合は、設置場所の変更あるいは管理者と協議し収集に支障のないようにすること
- ・ ごみ集積場所に隣接もしくは相対する民家がある場合は、必ず了承を得ること
- ・ 共同住宅の店舗もしくは事業所を併設する場合には、必要に応じて事業所のごみ集積場所も設置すること（事業系のごみは市では収集しないので、家庭系のごみと事業系のごみがはっきり分けられるような措置を講ずること）
- ・ ごみ集積所がフェンス等で囲われていない場合は、カラス除けネットを設置すること（市役所環境課窓口にて配布）